

## 令和8年度 宮城県獣医師養成確保修学資金給付者 募集要領

宮城県では、獣医大学卒業後、宮城県職員（家畜保健衛生所等の獣医師）として勤務しようとする方に、農林水産省の獣医療提供体制整備推進総合対策事業に基づく、一般社団法人宮城県畜産協会の獣医師養成確保修学資金給付事業を通じて修学資金を給付します。

この修学資金は、修学資金の給付を受けた期間の2分の3（月額100,000円給付の場合）または3分の5（月額180,000円給付の場合）に相当する期間、宮城県職員（家畜保健衛生所等の獣医師）として勤務していただくなどの一定の条件を満たせば、返還の必要はありません。

### 1 募集期間

令和8年4月1日（水）から令和8年7月24日（金）まで

### 2 対象者

下記のいずれにも当てはまる者。

- （1）大学において獣医学を履修する課程に在学する者（1年生から6年生まで）。
- （2）大学卒業後、獣医師として宮城県職員（家畜保健衛生所等）として勤務しようとする者。

### 3 募集定員

1名（1年生から6年生まで）

### 4 選考日時及び方法

日時： 令和8年8月中（応募者に直接通知します）

場所： 宮城県庁（仙台市青葉区本町三丁目8-1）又は県庁付近  
（応募者に直接通知します）

選考方法： 書類審査、小論文試験、面接試験の結果を総合的に判断し給付者を決定します。

### 5 修学資金給付金額

国公立大学に在学している場合 月額 100,000円

私立大学に在学している場合 月額 180,000円

### 6 給付期間

修学資金の給付期間は、修学資金の給付を決定した年度の4月から、当該学生が大学を卒業する月までとします。

ただし、給付期間は、大学の正規の修業期間に限るものとします。

なお、申請年度においては、給付決定日以前であっても、当該年度の4月分から給付するものとします。

### 7 応募手続

#### （1）必要書類

- ① 獣医師修学資金給付申請書（2人以上の連帯保証人が必要となります）

※連帯保証人は2人必要で、独立の生計を営む成年者とします。連帯保証人の内1人は申請者の親権者とします。

- ② 学長等の推薦書
- ③ 健康診断書（申請の日前6月以内に受診したものに限り）
- ④ 戸籍謄本
- ⑤ 学業成績証明書
- ⑥ 保護者等の収入を証明する書類

#### （2）提出期日及び提出先

応募期間内に、（1）の書類を一般社団法人宮城県畜産協会総務課あてに郵送又は持参により提出してください。

- ① 郵送の場合 封筒に「獣医師養成確保修学資金給付申請」と明記し、下記あてに郵送してください。募集期間の末日消印有効とします。

郵送先

〒983-0832 宮城県仙台市宮城野区安養寺 3-11-24  
一般社団法人宮城県畜産協会 総務課

- ② 持参する場合 一般社団法人宮城県畜産協会 総務課  
受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで。

## 8 免除・返還の条件

- (1) 返還金を免除する条件：次の①から④の規定のすべてを履行すること。
- ① 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること。
  - ② 獣医師免許を取得後、1年以内又は下記9に規定する返還債務の履行の猶予の限度内に宮城県職員（家畜保健衛生所の獣医師）となること。
  - ③ 下記9に規定する返還債務の履行の猶予の限度を超えて、家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されないこと、又は宮城県の都合（人事異動を含む）により宮城県職員（家畜保健衛生所の獣医師）としての業務以外の業務に従事しないこと。
  - ④ 宮城県職員（家畜保健衛生所の獣医師）として、修学資金の給付を受けた期間の2分の3（月額100,000円給付の場合）または3分の5（月額180,000円給付の場合）に相当する期間を勤務したとき（ただし、公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたときは、その時点で返還金を免除する）。
- (2) 返還が必要となる条件  
上記(1)の条件に反するに至ったときは、給付した修学資金を返還する。

## 9 猶予期間

- 返還金の返還債務については、次の①から③までのいずれかに該当する場合、累積で3年（③に該当する場合は、当該事由が継続する期間）を限度として、その履行を猶予することができます。この場合において、当該猶予期間は、8(1)④に規定する宮城県職員として勤務した期間には算入しません。
- ① 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。
  - ② 宮城県の都合（人事異動を含む。）により一時的に宮城県職員（家畜保健衛生所の獣医師）としての業務以外の業務に従事することとなったとき。
  - ③ 災害、疾病その他やむを得ない理由により宮城県職員（家畜保健衛生所の獣医師）としての業務に従事できないとき。

## 10 その他の重要事項

- (1) 本修学資金の給付の決定は、宮城県職員（家畜保健衛生所等の獣医師）の採用を決定するものではありません。
- (2) 宮城県職員（家畜保健衛生所等の獣医師）となるには、別途実施される「宮城県職員（獣医師）採用選考考査を受験し「合格」することが必要となります。
- (3) 宮城県獣医師養成確保修学資金制度と同様の趣旨で実施している都道府県、市町村、団体等の制度の交付を受けている、又は、受ける予定がある方は応募できません。

**【修学資金に関する問合せ先・書類提出先】**

〒983-0832 宮城県仙台市宮城野区安養寺 3-11-24  
一般社団法人 宮城県畜産協会 総務課  
電話：022-298-8471 FAX：022-293-2311  
メール：info@mygchiku.or.jp

**【採用・勤務条件等に関する問合せ先】**

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1  
宮城県農政部 家畜防疫対策室 衛生安全班  
電話：022-211-2854 FAX：022-211-2859  
メール：kataihs@pref.miyagi.lg.jp